

[委員会からのお知らせ](#)

[第274回 食品安全委員会議事概要](#)

■第274回食品安全委員会会合■

日時:平成21年2月19日(木)14:00~15:25

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:23名

議事概要:

(1)食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)

1)食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 D 各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の2 穀類及び豆類の成分規格の試験法の「(2)カドミウム試験法」を削除すること

・厚生労働省から説明。

・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(2)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬

1)エトフェンプロックス

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺虫剤で、稲、小麦、かんしょ等に使用し、魚介類及び畜産物への残留基準値の設定が申請されています。

○汚染物質

1)米のカドミウムの成分規格の改正

・厚生労働省から説明。

・化学物質・汚染物質専門調査会で審議することとなった。

* 自然界に広く分布している銀白色の重金属で、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれています。特に、貝類、頭足類(イカなど)の内臓に多く含まれます。また、日本人は米飯を多く食べるため、カドミウム摂取量の約半分が米に由来します。カドミウムの評価は、昨年7月に完了し、耐容週間摂取量を $7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に定めています。

厚生労働省は、この耐容週間摂取量を踏まえ、食品中で最も寄与が大きい米の成分規格を改正することについて、食品安全委員会の意見を求めてきているものです。

○特定保健用食品

1)グルコバスター カプセル

・厚生労働省から説明。

・新開発食品専門調査会で審議することとなった。

* 0.19小麦アルブミンを関与成分とし、食後の血糖値が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とするハードカプセル形態の食品です。

(3)添加物専門調査会における審議状況について

1)「プロピオンアルデヒド」に関する意見・情報の募集について

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 発酵、加熱等により生成し、酒類等に含まれるほか、果実、乳製品等に天然に存在する成分です。欧米では焼菓子、清涼飲料、アルコール飲料、冷凍乳製品、ゼラチン・プリン類、ソフト・キャンディー類等、様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

(4)農薬専門調査会における審議状況について

1)「パクロトラゾール」に関する意見・情報の募集について

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 植物成長調整剤で、水稻等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

2)「ミルベメクチン」に関する意見・情報の募集について

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 殺虫剤(殺ダニ剤)で、だいず、えだまめ、さやいんげん等への適用拡大申請がされています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(5)肥料・飼料等専門調査会における審議状況について

1)「ノシヘプタイド」に関する意見・情報の募集について

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 抗生物質で、飼料添加物として用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(6)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)テフリルトリオン

・「テフリルトリオンの一日摂取許容量(ADI)を、 $0.0008\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

* 除草剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。

2)ラフォキサニド

・「ラフォキサニドのADIを、0.4 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

* 寄生虫駆除剤で、線虫類、吸虫類の駆虫に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3)タウリン

・「タウリンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

* 動物用医薬品として、栄養補給及び中毒時の補助治療に用いられています。飼料添加物として、飼料の栄養成分及び有効成分の補給を目的として使用されます。

なお、タウリンについては、既に飼料添加物として評価済みであり、今回は食品衛生法第11条第3項に基づく対象外物質(人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの)とすることについて、厚生労働省から要請があったものです。

(7)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成21年1月分)について

・1月中に寄せられた59件について事務局から報告。

・主なQ&Aとして「食品安全委員会における訪問学習受入れ」に関する事項が紹介された。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー